

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部長

「3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額の特例」について（通知）

3歳に満たない子を養育している一般組合員から養育している旨の申出が行われた場合に、標記の特例（以下「3歳未満養育特例」といいます。）が適用されます。

この特例について、下記のとおり通知しますので、貴所属の一般組合員に周知してくださるようお願いいたします。

記

1 「3歳未満養育特例」の概要

3歳に満たない子を養育している一般組合員の標準報酬月額が、養育期間前（子の出生前等）の標準報酬月額を下回る場合、養育期間前の高い標準報酬月額を使用して、将来の年金額を計算する特例です。この特例は、一般組合員が共済組合へ申出をすることで適用されます。

なお、下記5のとおり、令和5年5月1日付け公共埼第14号「「3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額の特例」について（通知）」で通知している手続きの様式等を改めました。今後は本通知に添付している様式をお使いいただくようお願いいたします。

※「子」は養子を含みます。「養育」とは同居していることをいいます。

2 特例の対象者

3歳に満たない子を養育している**一般組合員**（ただし、産前産後休暇及び育児休業を取得中の掛金免除者を除く。）

※ **短期組合員**については、日本年金機構へ申出をすることになります。手続きにつきましては、日本年金機構（年金事務所）へ直接お問合せください。

※ 一般組合員の性別、子を被扶養者に行っているか、勤務形態（育児部分休業や育児短時間勤務等）を問わず対象となります。

※ 現状では特例の効果が無い場合や効果を得られるかどうか不明な場合でも、子が3歳に到達するまでの間に標準報酬月額が下がる可能性を考慮して、申出を行うことができます。

※ 産前産後休暇及び育児休業を取得中の掛金免除者については、産前産後休暇及び育児休業終了後に申出をすることができます。

3 特例の対象期間

養育の特例を開始したとき

から

養育しないこととなったとき

まで

【事由例】※ 別紙1 フローチャート参照。

- ・子の出生（男性組合員に限る）
- ・産前産後休暇の終了（女性組合員に限る）
- ・育児休業等の終了
- ・養子縁組
- ・養育中に一般組合員の資格取得 等

【事由例】

- ・子の3歳到達
- ・次の子の出生（男性組合員に限る）
- ・次の子の産前産後休暇の開始（女性組合員に限る）
- ・次の子の育児休業等の開始
- ・次の子との養子縁組
- ・離婚や別居等により子を養育しなくなった
- ・一般組合員の資格喪失 等

4 申出の方法

次の書類を、当支部（福利課）年金担当へ直接提出してください。

※ 別紙2 フローチャート参照。

※ 申出の手續に総務事務システムは利用できません。

養育の特例を開始したとき ※ 表面【事由例】参照。

（1）「3歳未満の子を養育する旨の申出書」

・公立学校共済組合埼玉支部のHPからダウンロードしてください。

（埼玉支部トップページ > 手続きナビ > 組合員資格・年金の手続き

> 標準報酬制に関する手続き > 3歳未満の子を養育している場合の標準報酬月額の特例）

<https://www.kouritu.or.jp/saitama/tetsuduki/kyosai/hyojun/yoiku/index.html>

（2）戸籍謄本（抄本）又は戸籍記載事項証明書【コピー不可】

・該当の子が被扶養者として認定されている場合、育児休業掛金免除、育児休業手当金を申請した場合等、共済組合の他の手續で親子関係が確認できている場合は**提出不要**です。

（3）世帯全員の住民票【コピー不可】

・養育の特例を開始した日に申出者と子の同居が確認できるものをご提出ください。

上記（1）に、子の個人番号（マイナンバー）を記載した場合、**提出不要**です。

※ （2）、（3）については、提出する場合、提出日から遡って90日以内に発行されたものを提出してください。

養育しないこととなったとき ※ 表面【事由例】参照。ただし、「子の3歳到達」「一般組合員の資格喪失」に該当する場合は、**提出不要**です。

（1）「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」

・公立学校共済組合埼玉支部のHPからダウンロードしてください。

（「3歳未満の子を養育する旨の申出書」と同じページ上に掲載しています。）

5 「3歳未満の子を養育する旨の申出書」様式の主な変更点

（1）所属所の証明欄及び公印欄を廃止、「所属所受付印」欄を新設

・所属所受付印欄に、所属所での受付日が分かる受付印等を必ず押印してください。受付印を押すことが難しい場合は、所属所で受付日を記入してください。

（2）【提出前のチェックリスト】欄を新設

・様式の左下に、提出物や記入についてのチェックリストを設けました。不備の多い点についてまとめてありますので、ぜひ提出前の最終確認にご活用ください。

6 留意点

（1）「養育の特例を開始したとき」、「養育しないこととなったとき」及びそれらの事由についての詳細は、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」及び「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」の各裏面を参照してください。また、別紙1フローチャートも併せてご利用ください。

（2）提出期限に定めはありませんが、2年の時効があるため、所属所で申出が受理された日から2年より前の対象期間については特例を適用できませんのでご注意ください。

（3）申出を行っても、標準報酬月額が養育期間前の標準報酬月額を下回ることがない場合は、特例の適用はありません。

- (4) 特例は長期給付（年金）に係る標準報酬月額のみ適用されます。掛金（保険料）や短期給付等は本来の標準報酬月額を基礎に算定されます。
- (5) 郵送の際は簡易書留等を使用するなど、特定個人情報取扱規程等に基づき適切にお取り扱いください。

問い合わせ先：教育局教育総務部福利課

養育しない旨の届出書に関すること：経理担当 048-830-6691

養育する旨の申出書に関すること：年金担当 048-830-6688

3歳未満の子を養育する旨の申出書

※裏面を参照のうえ、ご記入ください(ゴム印使用可)。

所 属 所 名			(フリガナ)		
			組 合 員 氏 名		
所属所コード			組 合 員 番 号		
組 合 員 生 年 月 日	昭和 平成	年 月 日	職 名		
			基礎年金番号	-	
養育することとなった日 及びその事由 (該当する番号を○で囲んでください) ※裏面参照		令和 年 月 日 1 出 生 2 養子縁組 3 同居開始		該当者のみ記入	
				養育することとなった日の属する月の前月に加入していた実施機関が、公立学校共済組合埼玉支部以外の場合のみ、 <u>該当する番号等を○で囲んでください。</u> 加入していない場合は、当該月前1年以内の直近に加入していた <u>実施機関の番号等を○で囲んでください。</u> 1 地方公務員共済組合 2 国家公務員共済組合 3 日本年金機構(民間企業等) 4 日本私立学校振興・共済事業団 い ず れ か に ○	
養育の特例を開始した日 及びその事由 (該当する番号を○で囲んでください) ※裏面参照		令和 年 月 日 (事由が育休又は産休終了の場合、復帰日を記入) 1 出生等 3 産休終了 2 育休終了 4 就 職			
養育する ことと なった子	(フリガナ)			生年月日	令和 年 月 日
	氏 名				
	子の個人番号 (マイナンバー)			性別	1 男 2 女
上記の子を養育(同居し監護)している期間について、地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法の規定による三歳に満たない子を養育する組合員(厚生年金保険の被保険者)等の標準報酬月額の特例を受けるため、上記のとおり申し出ます。 公立学校共済組合埼玉支部長 殿 令和 年 月 日 日 千 (フリガナ) 住 所 _____ 申 出 者 _____ 氏 名 _____					
【提出前のチェックリスト】			所属所受付印		共済組合受付印
□太枠内の項目を確認し、該当する欄すべてに記入した。 □所属所受付印欄に、所属所での受付日が分かる押印等がある。 □添付書類(詳細は裏面及び通知文を参照) ・戸籍謄本等(子が被扶養者認定されている場合、育休掛金免除・育休手当金を申請した場合等は不要) ・住民票(子の個人番号を記載した場合は不要)			※受付印押印必須 (又は受付日を記入)		

【大切なことが書いてありますので、お読みください。】

- 3歳未満の子を養育している期間の標準報酬が子を養育する前と比べて低くなったとき、年金額の計算に使用する標準報酬に関する特例「3歳未満の子を養育する組合員等の標準報酬月額の特例(以下「**3歳未満養育特例**」といいます。)」の適用を受けることができます。3歳未満養育特例が適用される期間は、申出をした月より前の月については、申出が行われた月の前月までの2年間となりますので、ご注意ください。
- 3歳未満養育特例は、3歳未満の子(養子、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子を含む)を養育(同居し監護)している組合員の方が対象となります。※別居の場合は対象とはなりません。
- この申出に基づく3歳未満養育特例は、次のいずれかに該当したときに終了します。これらのうち、①、④、⑤、⑥に該当したときは、すみやかに「**3歳未満の子を養育しない旨の届出書**」をご提出ください。(②、③に該当した場合は届出は不要です。)
 - この申出に係る子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
 - この申出に係る子が3歳に達したとき
 - 公立学校共済組合の組合員の資格を喪失したとき又は死亡したとき
 - この申出に係る子以外の子について3歳未満養育特例の適用を受ける場合、この申出に係る子以外の子を養育することとなったとき
 - 掛金等の特例(免除)を受ける育児休業等を開始したとき
 - 掛金等の特例(免除)を受ける産前産後休業を開始したとき
- この申出に基づく3歳未満養育特例が終了した後、新たに3歳未満養育特例を開始することになった場合は、再度、当該申出に係る子について、「**3歳未満の子を養育する旨の申出**」を提出してください。

【記入にあたっての留意事項】

「養育することとなった日及びその事由」欄

事 由	記 入 例
子が生まれたことによる場合	「1 出生」を○で囲み、 出生年月日 を記入してください。
子と申出者の養子縁組による場合	「2 養子縁組」を○で囲み、 養子縁組を行った日 を記入してください。
別居していた子と同居することとなったことによる場合	「3 同居開始」を○で囲み、 同居を開始した日 を記入してください。

「養育の特例を開始する日及びその事由」欄

事 由	記 入 例
子が生まれたことによる場合 【男性組合員に限ります】	「1 出生等」を○で囲み、 出生年月日 を記入してください。 ※ 3歳未満の子を養育している期間中に次の子が生まれた場合にも同様に記入してください。(併せて前の子に係る「 3歳未満の子を養育しない旨の届出書 」もご提出ください。)
子と申出者の養子縁組による場合	「1 出生等」を○で囲み、 養子縁組を行った日 を記入してください。
別居していた子と同居することとなったことによる場合	「1 出生等」を○で囲み、 同居を開始した日 を記入してください。
育児休業等(掛金免除)が終了したことによる場合	「2 育休終了」を○で囲み、 育児休業等が終了した日の翌日 を記入してください。
産前産後休業(掛金免除)が終了したことによる場合 【女性組合員に限ります】	「3 産休終了」を○で囲み、 産前産後休業が終了した日の翌日 を記入してください。
3歳未満の子を有している方が、組合員になった場合	「4 就職」を○で囲み、 組合員となった日 を記入してください。

【添付書類】

- 戸籍謄(抄)本又は戸籍記載事項証明書(コピー不可)(申出者と子の身分関係及び子の生年月日を証明できるもの)
 - 住民票(コピー不可)(申出者と子が同居していることを確認できるもの)
 - 提出日から遡って90日以内に発行されたものをご提出ください。
 - 養育の特例を開始した日に同居が確認できるものをご提出ください。
(例) 育児休業等が終了した場合は、育児休業等終了年月日の翌日の属する月の初日以後に発行された住民票が必要。
 - 子の個人番号によるマイナンバー情報連携により、住民票の提出を省略することができます。
(詳しくは【子の個人番号について】を参照願います。)
- ※ 特別養子縁組の監護期間にある子については、上記1に代えて「家庭裁判所が発出した事件系属証明書」及び上記2の住民票が必要です。
- ※ 養子縁組里親に委託されている要保護児童については、上記1及び2に代えて「児童相談所が交付する措置決定通知書」が必要です。

【子の個人番号について】

- 子の個人番号は申出者本人が確認することとなっているため、確認書類の添付は不要です。
- 個人番号(マイナンバー)による情報連携の仕組みを利用して、養育特例の手続きに必要な住民票関係情報を地方自治体等へ照会します。地方自治体等から個人番号に対応した情報が提供されると、それを基に手続きを行います。これにより、申出者の方は添付書類のうち、原則、2の住民票の提出を省略することができます。
- ※ 住民票以外の添付書類(戸籍等)は、添付の省略をすることができません。

3歳未満の子を養育しない旨の届出書

※裏面を参照のうえ、ご記入ください(ゴム印使用可)。

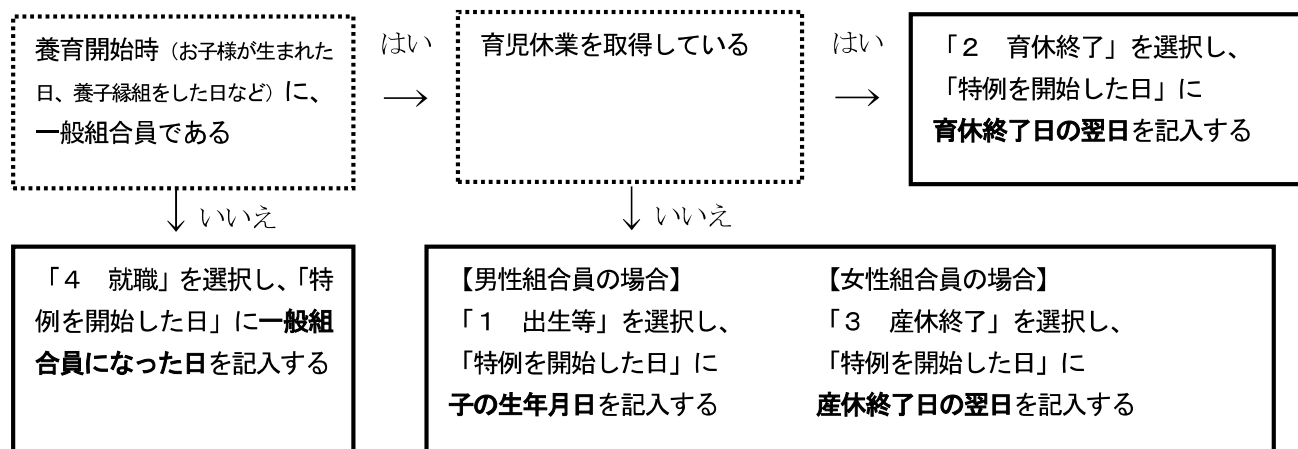
所 属 所 名		(フリガナ) 組 合 員 氏 名		
所属所コード		組 合 員 番 号		
組 合 員 生年月日	昭和 平成 年 月 日	職 名		
		基礎年金番号	—	
養育しないこととなった日及びその事由 ※裏面参照		(該当する番号を○で囲み、カッコ内の日を「養育しないこととなった日」として記入してください。) 令和 年 月 日 1 他の子の養育（他の子の出生日） 2 子を養育しなくなった（養育しなくなった日） 3 育児休業等（掛金免除）の開始（開始日） 4 産前産後休業（掛金免除）の開始（開始日）		
養育しないこととなった子	(フリガナ) 氏 名		生年月日	令和 年 月 日
地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法の規定による三歳に満たない子を養育する組合員（厚生年金保険の被保険者）等の標準報酬月額の特例の適用が終了したので、上記のとおり届け出ます。 公立学校共済組合埼玉支部長 殿 令和 年 月 日 住 所 申 出 者 氏 名				

【記入にあたっての留意事項】

「養育しないこととなった日及びその事由」欄

事 由	記 入 例
養育特例の適用中に次の子が生まれた場合 【男性組合員に限ります】	1を○で囲み、次の子の <u>出生年月日</u> を記入してください。
子を養育しなくなった場合 (例)当該子が死亡したとき 当該子と離縁したとき 当該子と別居したとき	2を○で囲み、 <u>養育しなくなった日</u> を記入してください。
育児休業等(掛金免除)を開始した場合	3を○で囲み、 <u>育児休業等(掛金免除)を開始した日</u> を記入してください。
産前産後休業(掛金免除)を開始した場合 【女性組合員に限ります】	4を○で囲み、 <u>産前産後休業(掛金免除)を開始した日</u> を記入してください。

〈「養育する旨の申出書」養育の特例を開始した日及びその事由欄 記入にかかるフローチャート〉



※ このフローチャートは、「養育する旨の申出書」提出時に一般組合員である方に向けて作成しています。

※ どのパターンにも該当しない場合は、当支部（福利課）へお問合せください。

〈「養育する旨の申出書」「養育しない旨の届出書」の提出にあたって Q&A〉

Q. 第一子の育児休業終了後、第一子が3歳に到達する前に、第二子の産前産後休暇及び育児休業に入る。
「3歳未満養育特例」（以下、特例）の手続をする場合、何を提出したらいいのか？

A. 「養育する旨の申出書」と「養育しない旨の届出書」の提出が必要です。

第一子の育児休業終了に伴い、特例の申出を行うことができます。第一子の養育にかかる「養育する旨の申出書」をご提出ください。また、第二子の産前産後休暇開始に伴い、一度特例の適用が終了します。第一子の養育にかかる「養育しない旨の届出書」を、第二子の産前産後休暇開始時にご提出ください。

第二子が3歳になる前に育児休業から復帰する場合、再び特例の申出を行うことができます。申出を行う場合は、第二子の育児休業終了後に、第二子の養育にかかる「養育する旨の申出書」をご提出ください。

Q. 3歳未満の子が双子である場合、「養育する旨の申出書」をどのように提出すればよいのか？

A. 「養育する旨の申出書」を2枚ご提出いただく必要があります。

それぞれのお子様について1枚ずつ「養育する旨の申出書」を記入し、ご提出ください。

添付書類については、1部で問題ありません。

Q. 第一子の育児休業中に、第二子の産前産後休暇に入った。産前産後休暇中の給料にかかる標準報酬月額が、第一子の養育前と比べて下がっている。第二子の育児休業に入る前に、「養育する旨の申出書」を提出すべきか？

A. 掛金免除中は、特例の申出ができません（「養育する旨の申出書」の提出は不要です）。

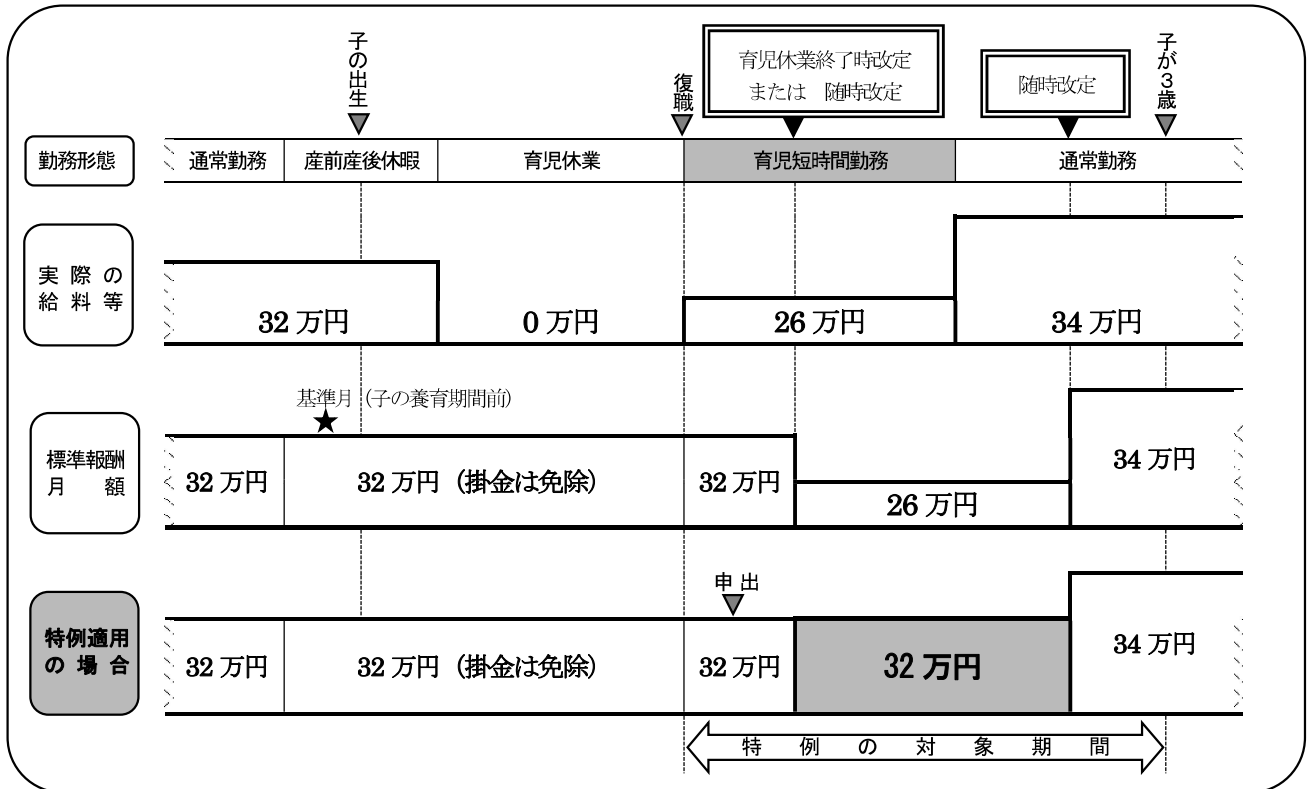
産前産後休暇及び育児休業取得中は、掛金が全額免除されます。この特例は、掛金が免除される休暇又は休業中は適用の対象となりません。第二子が3歳になる前に育児休業から復帰する場合、第二子の育児休業終了後に、第二子の養育にかかる「養育する旨の申出書」をご提出ください。

（裏面もご覧ください）

【参 考】

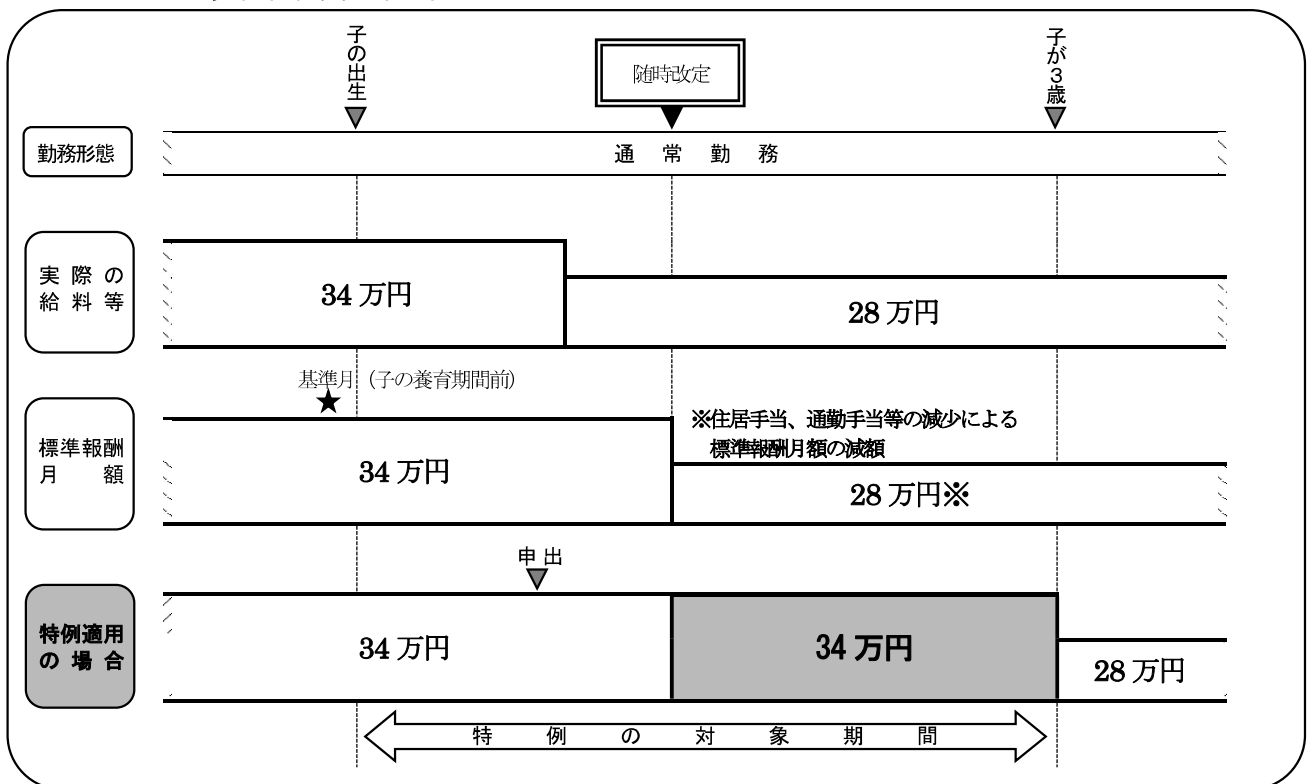
イメージ図①

育児休業終了後に育児短時間勤務をした女性組合員の申出例



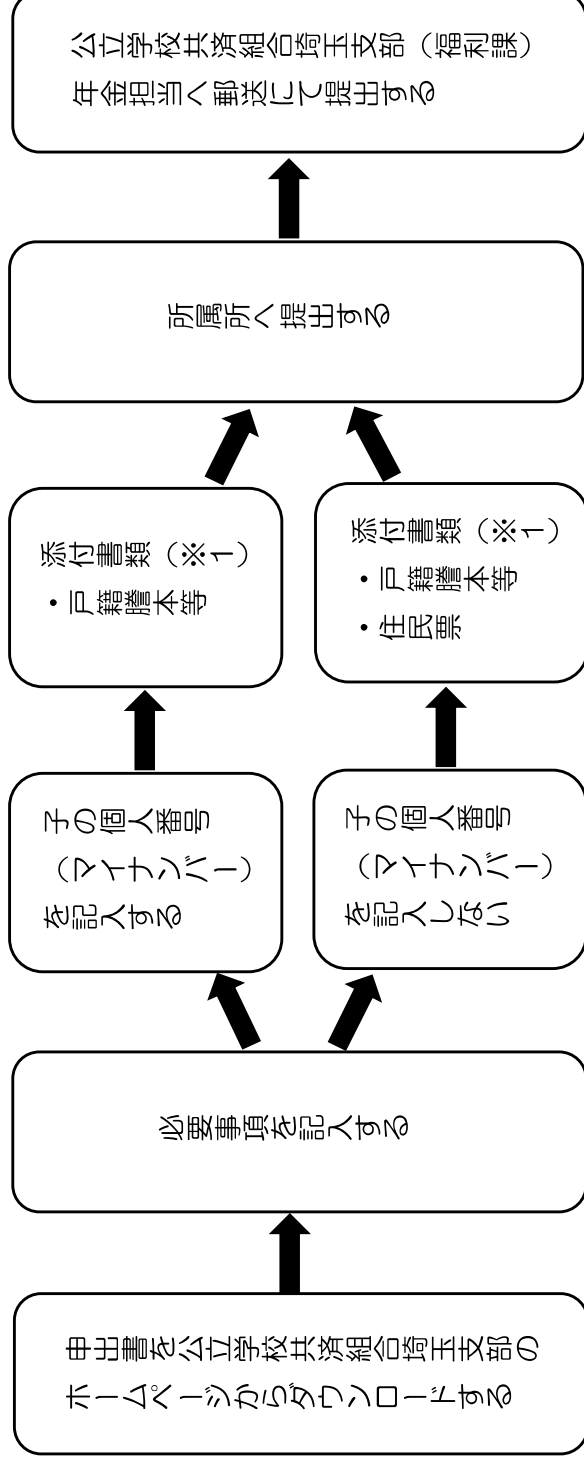
イメージ図②

子が生まれた男性組合員の申出例



「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出した組合員には、「3歳未満養育特例」を適用し、対象期間中の標準報酬月額が子の養育期間前（★基準月）の額を下回る場合のみ、長期給付（年金計算）用の標準報酬月額を養育期間前の高い額とします。

①「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出する場合



(※1) 戸籍謄本等は、該当の子が被扶養者として認定されている場合、育児休業掛金免除、育児休業手当金を申請した場合等、共済組合の他の手続で親子関係が確認できている場合は提出不要です。詳細は、『「3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額の特例」について(通知)』の記載を御参照ください。

②「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」を提出する場合

